

監査告示第21号

令和7年10月27日

鹿児島市監査委員	宮之原	賢
同	小迫	義仁
同	中元	かつあき
同	合原	ちひろ

令和7年度定期監査（第1回財務等監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく財務監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象局部課

総務局 総務部 総務課 人事課 行政管理課 職員課

税務部 資産税課 特別滞納整理課

市民局 人権政策部 人権推進課 男女共同参画推進課

健康福祉局 健康福祉推進部 健康福祉政策課 地域福祉課 指導監査課

福祉支援部 保護第一課 保護第二課 障害福祉課 吉田保健福祉課

桜島保健福祉課 松元保健福祉課 郡山保健福祉課

保健部 保健予防課 感染症対策課 保健支援課 北部保健センター

東部保健センター 西部保健センター 中央保健センター

南部保健センター

こども未来局 保育幼稚園課 母子保健課 谷山子育て支援課  
鹿児島市立宮川幼稚園 鹿児島市立皆与志幼稚園  
建設局 都市計画部 都市計画課 都市景観課 土地利用調整課  
市街地まちづくり推進課 谷山都市整備課  
教育委員会 管理部 総務課 学校整備室 施設課 鹿児島市立美術館  
公平委員会事務局  
農業委員会事務局

## (2) 対象範囲

原則として令和7年4月1日から令和7年6月30日までに執行された事務事業

## 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性の検証、経済性、効率性及び有効性等の観点から、また、組織及び運営に関し、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点も加味し、次の項目について監査を実施した。

なお、今年度は、重点事項として(5)の項目を監査した。

### (1) 収入事務

調定決議書（収入伝票）、現金領収帳、収入日計表等の収入事務、滞納整理事務の状況

### (2) 支出事務

予算措置、予算執行、支出負担行為、履行確認、資金前渡事務の処理状況、支払等の支出事務の状況（補助金等の交付事務、委託契約事務の状況については令和6年度分も含む。）

### (3) 物品会計事務

備品・物品出納の管理台帳等の整備、備品・物品の保管、在高の確認の状況

### (4) 財産管理事務

土地、建物、工作物等の財産を管理する台帳等の整備、建物等の管理、財産の貸付・使用許可の状況

### (5) 重点事項

本市職員が会計事務を行う各種団体（本市が財政援助を行っている団体）の事務執行について（対象：令和6年度の会計事務）

### (6) その他

自動車の運行管理、歳計外現金の適正な保管、基金の適正な運用など

## 5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行及び経営に係る事業の管理等については、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行い、重点事項については、調査票等の提出を求め、内部統制の整備状況及び運用状況の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取す

るなどの方法により実施した。

## 6 監査の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査事務局及び監査対象局部課執務室

### (2) 実施日程

令和7年8月8日から同年10月27日まで

## 7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の実施については、おおむね適正になされていると認めたが、一部に改善を要する事項があった。

また、本市職員が会計事務を行う各種団体（本市が財政援助を行っている団体）の事務執行については、おおむね適切であった。

なお、いずれも事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として各所属長に別途指示した。

各局部毎の監査結果は次のとおりであった。

### (1) 総務局 総務部、税務部

総務部

指摘事項なし

税務部

指摘事項なし

### (2) 市民局 人権政策部

指摘事項なし

### (3) 健康福祉局 健康福祉推進部、福祉支援部、保健部

健康福祉推進部

指摘事項なし

福祉支援部

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市庁用自動車運転者酒気帯び確認実施要綱第4条第1項によると、所属長等は、運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うとされているが、アルコール検知器による確認が行われていなかった。

(桜島保健福祉課)

保健部

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市会計規則第26条第1項によると、出納員等が現金領収帳を収納取扱員に交付するときは現金領収帳受払整理簿によらなければならないとなっているが、現金領収帳を会計管理者から受領後、現金領収帳受払整理簿の払出欄が未記入であった。(北部保健センター)

(4) こども未来局

[指摘事項]

- ・ 令和2年2月開催の研修会の講師謝金について、資金前渡口座より出金し相手方に支払うべきところ、職員が立替払いしたため、資金前渡口座に当該謝金の8,979円が残ったままとなっていた。(保育幼稚園課)
- ・ 鹿児島市物品会計規則第21条第1項によると、出納員等は物品の出納を行ったときは、帳簿に記録しなければならないとされているが、ICカード3枚について、令和4年度以降の物品出納簿が作成されていなかった。(鹿児島市立皆与志幼稚園)

(5) 建設局 都市計画部

指摘事項なし

(6) 教育委員会 管理部

指摘事項なし

(7) 公平委員会事務局

指摘事項なし

(8) 農業委員会事務局

指摘事項なし

なお、本市職員が会計事務を行う各種団体（本市が財政援助を行っている団体）の事務執行について、複数の局部の共通した監査結果に対する業務意見は次のとおりであった。

健康福祉局 健康福祉推進部 地域福祉課

教育委員会 管理部 鹿児島市立美術館

公平委員会事務局

[業務意見]

- ・ 市の歳入歳出現金である公金とは異なり、地方自治法や財務会計規則等の適用を受けない現金等を扱う会計事務は、財務、経理上の審査といった市の会計上のチェックを受けることなく、内部統制上、リスクの高い事務と言える。

協議会や実行委員会などの団体は、その設置目的や事業の性質から、事務処理について機動性や利便性が求められる面もあるが、職員が職務上、その会計事務を取り扱っている限り、公金と同じく適正な管理と事務処理が求められ、紛失・盗難等の事故や不正が発生すれば、市の管理責任も問われる。

そのため、各団体においては、現金管理のリスクの発生を未然に防止すべく、組織としての内部統制の機能を十分に発揮できる仕組みやチェック体制の整備に努められたい。

[参考]

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

区分	基準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
業務意見	監査結果に必然的に伴う各業務に対する監査委員の意見で、改善について検討を求めるもの